

会議の名称	平成30年度 第2回 門真市児童福祉審議会
開催日時	平成30年8月8日(水) 午後2時から午後3時まで
開催場所	門真市役所本館4階 第9会議室
出席者	合田委員長、須河内副委員長、道幸委員、森本委員、吉兼委員、五十野委員、事務局
議題 (内容)	(1) 小規模保育事業の認可について
傍聴定員	非公開
担当部署 (事務局)	(担当課名) こども政策課政策グループ (電話) 06-6902-6095 (直通)

発言内容

発言者	発言
事務局 (補佐)	<p>定刻になりましたので、ただいまから平成30年度第2回門真市児童福祉審議会を開催させていただきます。本日は、何かとご多忙の中、ご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>本日は、委員6名のご出席をいただき過半数の出席をいただいておりますので、門真市附属機関条例施行規則第5条第2項の規定により本会議が成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>続きまして、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。</p> <p>【資料】 えがお保育園 認可申請書及び添付書類 資料1 諮問書(写) 資料2-1 設置認可申請小規模事業所(えがお保育園)の概要 資料2-2 えがお保育園 周辺地図 資料2-3 えがお保育園 平面図 資料2-4 事務所・企業主導型保育スマイル保育園 平面図(参考) 資料2-5 えがお保育園屋上園庭 平面図 資料2-6 えがお保育園 全体的な計画</p> <p>【参考資料】 参考資料1 門真市児童福祉審議会委員名簿 参考資料2 地域型保育事業の類型について 参考資料3 門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を</p>

	<p style="text-align: center;">定める条例【抜粋】</p> <p>参考資料 4 家庭的保育事業等の認可等について（通知） 参考資料 5 児童福祉法（抄）</p> <p>なお、後日、議事録の作成を行うため、本日の会議を録音させていただきますので、予めご了承ください。</p> <p>今回の審議会における諮問についてですが、今回、認可申請のあった小規模保育事業所 1 件について、本市から当審議会に対し、認可の適否について諮問させていただきます。諮問書につきましては、資料 1 として配布させていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。</p> <p>それでは、これ以降の議事進行については委員長にお願いしたいと思います。委員長、よろしくお願いいたします。</p>
<p>委員長</p>	<p>それでは、私の方で議事次第に沿って進めさせていただきます。 まず、「議題 1 小規模保育事業所の認可について」、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (課長)</p>	<p>それでは、「議題 1 小規模保育事業の認可について」ご説明いたします。 先ほど諮問書をご確認いただきましたとおり、平成 30 年 10 月 1 日開所予定として認可申請のあった小規模保育事業所「えがお保育園」について、本市で認可を行うにあたり、認可の適否について当審議会に対して意見を求めるものです。</p> <p style="text-align: center;">小規模保育事業、及びその認可基準について、毎回ご説明させていただいておりますので簡潔に再度ご説明いたします。</p> <p>参考資料 2 「地域型保育事業の種類」をご覧ください。 平成 27 年度より開始しました「子ども・子育て支援新制度」において、待機児童の多い 0 歳児から 2 歳児の子どもを預かる小規模な事業所として新たに設けられたものが地域型保育事業です。 地域型保育事業のうち、今回ご審議いただく事業所につきましては、参考資料 2 の②、定員 6 人～19 人までの小規模な保育施設で保育を実施する小規模保育事業で、保育所の分園に近い類型である A 型となっております。 小規模保育事業所を実施するためには、 参考資料 3 門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例【抜粋】、 参考資料 4 「家庭的保育事業等の認可等について」 参考資料 5 児童福祉法第 34 条の 15 第 3 項第 4 号 これらのすべての規程の基準を満たしているかを判断することとなります</p>

が、それぞれの規程の詳細な項目については、全てを審議会でご確認いただくことは難しいため、認可申請書類等から事務局で確認を行っております。現段階では、施設が整備中でありますので図面上での確認となっておりますが、今後確定次第、認可基準を満たしているか再度事務局で現地確認を行います。

また、認可後につきましても、1年に1回、市が実地検査を行うこととなっております。運営面や会計処理等について、適切に行われているかを確認していくこととなっております。

小規模保育事業、及び認可基準については以上です。

引き続き、今回ご審議いただきます「えがお保育園」の概要についてご説明させていただきます。

こちらの「えがお保育園」につきましては、平成29年7月に実施しました「門真市小規模保育事業所設置運営事業者選定委員会」においてプロポーザル方式で選定された事業所になります。

既存の建物を利用して改修を行うのではなく、新規に建物を建設する計画であるため、平成29年度、平成30年度の2か年をかけて整備を進めており、当初の予定通り、平成30年9月下旬に竣工予定です。

施設の完成に合わせて、平成30年10月1日の開所を予定し、保育士の確保や運営規程等の諸規程の準備をされているところですので、本審議会におきまして、「えがお保育園」が認可基準を満たしており、開園できる施設であるかどうかについてご審議いただきます。

資料2-1～2-5をご覧ください。資料2-1は事業所の認可申請の資料から、概要をまとめております。

右端の欄に、先ほどご説明させていただきました条例等に定めのある認可の基準、中央の欄に、この基準を適用した際に当該事業所が満たすべき面積や人数、左側の欄に実際の当該事業所の概要を記載していますので、見比べながらご覧ください。

設置主体は「医療法人 医之和会」です。門真市内で小児歯科スマイル・プラザを運営されており、本市におきましても複数の公立園で園医を務めていただいています。これまで児童福祉事業の実績はありませんが、管理者に、認可保育所で10年働かれていた保育士の方を配置予定とされています。

小規模保育事業所の所在地は、新しく建てているビルのためまだ住居表示が決まっていますが、地番は宮野町166番地の9で、周辺地図は資料2-2のとおりです。認可定員は0歳児6人、1歳児6人、2歳児7人の合計19名です。

施設の概要としましては、医療法人が所有されている土地を賃借した上に新設の鉄骨造3階建てのビルを建設されており、その2階部分となります。ビ

	<p>ルの1階は事務所、3階は企業主導型保育所です。1階の事務所につきましては将来的には小児科の診療所とされる予定です。</p> <p>資料2-3の平面図のとおり、保育室、調理室、沐浴スペース・トイレ、事務室兼医務室等を設置予定です。保育室等の面積については、記載のとおり各室とも基準の面積を満たしており、保育室はかなり余裕のあるつくりになっています。図面右下の部屋で一時預かりも実施されます。資料2-4として、参考に1階事務所、3階企業主導型保育の平面図も併せて添付しておりますので、ご確認ください。</p> <p>また、屋外遊戯場につきましては、資料2-5のとおり、屋上に97.02㎡の屋上園庭を整備されており、そちらを利用されます。近隣にも、大人が歩いて2分の距離に常称寺児童公園があります。</p> <p>また、資料2-1に戻っていただきまして、職員数につきましては、定員に対して、基準上保育士5名以上、調理員、嘱託医の配置が必要ですが、職員数の欄に記載のとおり、基準を満たす職員を配置予定とされています。</p> <p>開所時間は午前7時30分～午後7時00分の11.5時間です。うち、午後6時30分～午後7時の30分は延長保育です。</p> <p>連携施設につきましては、現在未設定ですが、今後市も含めて調整を行い、経過措置期間での設定を予定しています。</p> <p>資料2-6のとおり、保育の「全体的な計画」を策定されています。</p> <p>以上です。</p>
委員長	<p>ただいま事務局より、認可基準及び施設の概要について説明がありました。こちらの施設の認可の適否につきまして、委員の皆様のご意見をお伺いしたいと思います。</p> <p>なにかご意見やご質問はありましたらよろしくお願いします。</p>
	<p style="text-align: center;">「えがお保育園」に対する審議</p>
委員長	<p>でしたら皆様よろしいでしょうか。</p> <p>様々なご意見をありがとうございました。</p> <p>当審議会といたしましては、諮問があった、ただいまの小規模保育事業所「えがお保育園」について、認可の適否について門真市に対して答申を行う必要がございますが、委員から頂戴しましたご意見については、事務局から事業者にお伝えいただくこととしたうえで、この事業所について「認可相当である」、としてよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>異議なし</p>
委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、本審議会としましては、今回審議に上がっております全ての事業所について「認可相当である」という答申をいたしますが、事務局は、事業</p>

	<p>者に対し委員のご意見をお伝えいただき、よりよい運営に向けての指導・監督を行ってください。</p> <p>委員の皆様之机に置かせていただいております答申書(案)を参照願います。今回の審議をふまえ、認可相当として、下の点線部分の「認可に相当すると認められない」とする部分は削除して当審議会からの答申書としたいと思いますがよろしいでしょうか。</p>
各委員	異議なし
委員長	<p>それではそのように答申を行わせていただきます。</p> <p>議題1「小規模保育事業所の認可について」は以上で終了します。こちらで本日審議予定の議題はすべて終了となりますが、委員の皆様から何かございますでしょうか。</p> <p>特にないようでしたら、本日の議題は全て終了いたしましたので、以上をもちまして、「平成30年度第2回門真市児童福祉審議会」を閉会いたします。皆様ありがとうございました。</p>